

ひとり親の方の養育費確保を支援します

養育費は、子どもの生活や将来のために大切なものです。ひとり親家庭の養育費の継続した履行確保を図るため、以下の費用について補助金を交付します。

1. 養育費に関する公正証書等作成費用を補助します（上限3万円）

公正証書や家庭裁判所で調停調書等を作成する際の本人負担費用を補助します。

（対象者）

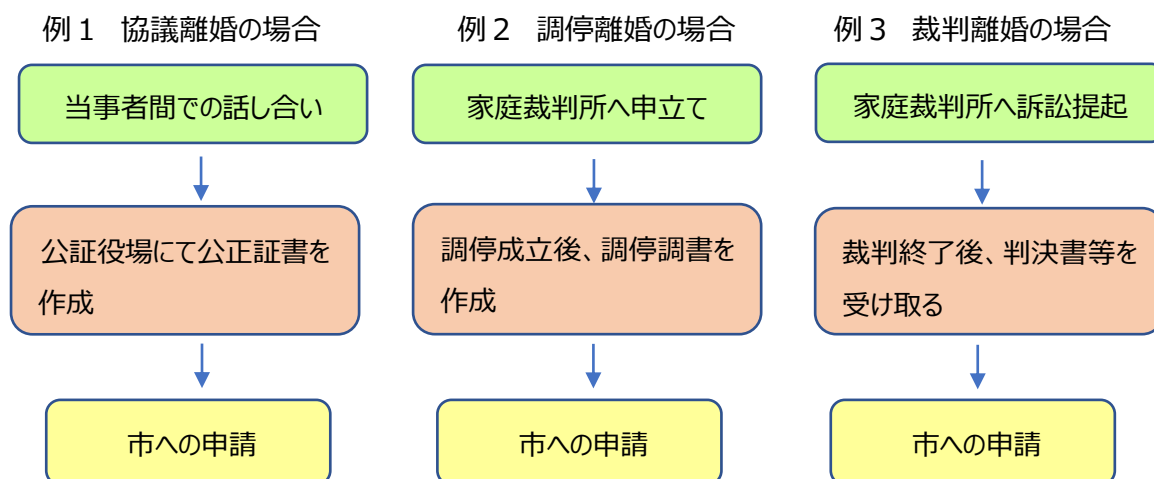
20歳未満の児童を現に扶養しているひとり親で、下記要件を満たす方

- ・筑紫野市に居住している
- ・養育費の取り決めに係る経費を負担している
- ・養育費の取り決めに係る公正証書等を有している
- ・過去に同一の補助金を交付されていない

（補助対象）

公正証書等の作成費用（公証人作成料や調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等取得費用、郵便切手代）

（申請までの流れ）



裏面もご覧ください。

2. 養育費保証契約の保証料を補助します（上限5万円）

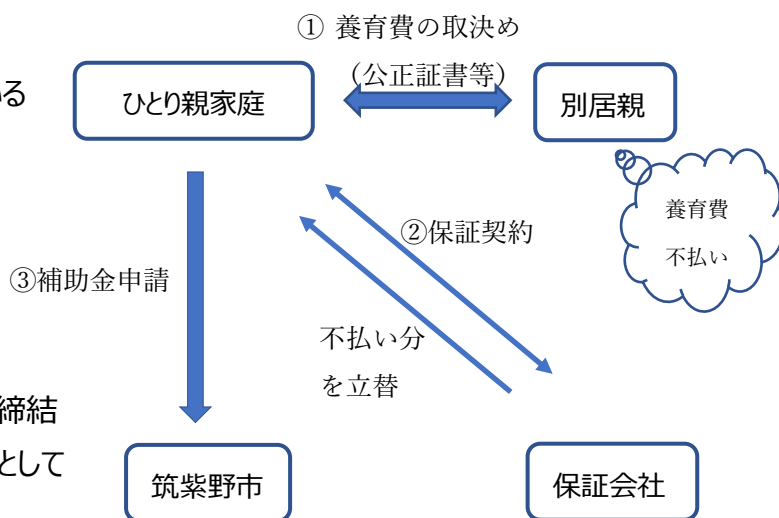
養育費の未払いが発生した場合に、保証会社が立替、督促することを内容とする保証会社との契約手数料を補助します。

（対象者）

- ・児童扶養手当の支給を受けている
又は同等の所得水準にある
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している

（補助対象）

保証会社と養育費保証契約を締結するときに保証料（初回のみ）として本人が負担する費用



【申請方法】

公正証書等を作成した日もしくは保証契約を締結した日(令和5年4月1日以降の日に限る)の翌日から起算して6か月以内に必要書類をそろえ、下記窓口に申請してください。



事前相談
をお願いします

※詳しくは筑紫野市ホームページをご覧ください。

※申請される方は事前にご相談下さい。

(問い合わせ先)

筑紫野市役所こども政策課給付・支援担当
TEL : 092-923-1111 (内線 412・413)

そのほかの養育費の確保支援事業もご活用ください

○養育費相談

ひとり親サポートセンターの専門相談員による養育費に関する相談（離婚前の相談も可）

○弁護士による法律相談

養育費の取り決めや履行確保、金銭の貸借問題などの無料法律相談

○養育費・ひとり親110番（予約不要）

弁護士による集中電話相談（毎月実施）

(問い合わせ先)

ひとり親サポートセンター
〒816-0804 春日市原町3丁目
1番7号(クローバープラザ6F)
TEL : 092-584-3931